

大分県電子資料閲覧用タブレット等の賃貸借契約に係る入札説明書

(内訳)

- ・ 入札説明書
- ・ 要求仕様書
- ・ 保守条件書
- ・ 契約書（案）

令和7年7月

大分県総務部デジタル政策課

入札説明書

大分県電子資料閲覧用タブレット等の賃貸借契約に係る入札公告に基づく一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、9に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和7年7月10日（木）

2 競争入札に付する事項

(1) 業務内容

「要求仕様書」のとおり

(2) 契約期間

令和7年9月1日～令和12年8月31日（60ヶ月）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約

※タブレット納品日から令和7年8月31日までの期間については動作確認のための試用期間とし、賃借料は発生しないものとする。

(3) 納入期限及び納入場所

「要求仕様書」のとおり

3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本件入札は、大分県共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

(3) 大分県共同利用型電子入札システムにより令和7年7月17日（木）17時00分までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

(4) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約を締結している者
カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札方法

- (1) 本案件は、一般競争入札により行う。
(2) 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの月額の賃借料とする。見積にあたっては 60 月賃貸借料率で計算し、月額の賃借料を算定すること。
(3) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に小数第 3 位未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。
(4) 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年 3 月 31 日大分県規則第 22 号）の規定を準用する。
(5) この入札については、大分県内自治体の電子入札運用基準（物品・役務）及び大分県共同利用型電子入札システム（物品・役務）の各種操作マニュアル（事業者用）をよく読んだうえで手続きを行うこと。

6 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間

期 間 自 入札参加の承認を受けた日
至 令和 7 年 7 月 22 日（火）12 時 00 分

7 大分県共同利用型電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和 7 年 7 月 22 日（火）13 時 30 分

8 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限及び開札日時を別途通知するものとする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部デジタル政策課 基盤システム管理班（県庁舎本館 2 階）
〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
電話番号：097-506-2072 e-Mail：a11840@pref.oita.lg.jp

10 契約条項を示す場所及び日時

大分県共同利用型電子入札システム上に令和 7 年 7 月 17 日（木）17 時 00 分までこの入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 20 条第 3 項第 2 号の規定により免除する。

12 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時までに契約金額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 過去 2 年間に国（公団を含む。）又は都道府県とこの契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) (1) のアに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、落札決定の日から 7 日以内に提出すること。
- (3) (1) のイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のアからウにより提出すること。
 - （「契約保証金免除申請書」（第 1 号様式）参照）
 - ア 提出期限
令和 7 年 7 月 17 日（木）17 時 00 分
 - イ 提出場所
9 と同じとする。
 - ウ 提出方法
アに掲げる期限までに、イに掲げる提出場所に持参、もしくは電子メールで提出すること。
また、郵送する場合は、イに掲げる場所にアに掲げる日時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
なお、郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に「契約保証金納付免除申請書類在中」と朱書きし、中封筒に入札事項、入札日時を、裏面に落札者の商号又は名称、代表者名及び取扱部署名を記載すること。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

13 入札説明会 実施しない

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は 2 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行し又は手続を改めることとする。

15 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

16 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

17 最低制限価格に関すること
設定しない

18 入札説明書等に対する質疑

この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（第2号様式）を次のアからオにより提出すること。

ア 提出期限

令和7年7月15日（火）17時00分

イ 提出場所

上記9に掲げる担当部局

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、イに掲げる電子メールアドレスに電子メールで質問票を添付する形で提出すること。電子メールを送付した場合は送付した都度、イに掲げる電話番号にメールの到達確認を行うこと。

エ 提出された質問票の回答時期

回答は、大分県ホームページ上に令和7年7月16日（水）17時00分までに質問者名を伏せた上で掲載する。

19 契約書の作成

落札者決定通知の日から7日以内に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印の上、提出すること。

また、「課税事業者届出書（第3号様式）」も同様に提出すること。

20 特記事項

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。

この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。